

個人住民税について

5月の下旬頃から「平成29年度住民税納税通知書と納付書」が会社や自宅に届きはじめています。今回は個人住民税について簡単に解説します。

◆住民税とは

道府県民税(東京都は都民税)と市町村民税(東京23区は特別区民税)の総称で、地域社会の費用をできるだけ多くの住民に分担してもらうための税金です。

◆住民税の中身は

2種類で構成されており合算して納付します。

- 均等割…所得金額にかかわらず定額で課税
- 所得割…前年の所得金額に応じて課税

専業主婦・学生のように前年の所得が一定金額以下の人は非課税になります。

◆課税地は

1月1日現在の住所地で、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。

◆均等割の金額と所得割の税率

●均等割…市町村民税3,000円+道府県民税1,000円+復興特別税1,000円※
※増税期間は平成26年度から平成35年度までの10年間

●所得割…市町村民税6%+道府県民税4% = 10%

◆納付方法

- 特別徴収…給与所得者については会社が6月から5月までの12回に分けて毎月の給与から天引きし、まとめて納付
- 普通徴収…事業所得者や公的年金所得者等、給与から住民税を差し引けない人などを対象とした納税方法。各個人に直接納付書が届き、各々が金融機関等で納付。納期は6月・8月・10月・1月の年4期

◆ふるさと納税をした場合

寄付金を行うと税金計算で控除が受けられますが、ふるさと納税をすると、その地方自治体にお金が届きますので、納税をした人の住民税からもさらに一定の控除がされます。